

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月から48年3月まで
昭和48年5月に畜産農家を営む夫と結婚し、世帯主であった夫の父親が、A町役場に行って、私の国民年金の加入手続をしてくれた。
その後、夫の父親が「保険料を遡^{さかのぼ}って全部納付できるようなので、農協に連絡して納付する。」と話していた。
私達夫婦と夫の両親の国民年金保険料は、すべてA町農業協同組合の組合員勘定で納付していたが、遡^{さかのぼ}って納付したはずの申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金加入手続を行ったとしている申立人の夫の父親のほか、申立人の夫の母親及び申立人の夫は、いずれも国民年金保険料を完納しており、申立人の家族の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、A町農業協同組合の組合員勘定で納付していたとしているところ、同組合では、組合員の依頼があった場合、国民年金の過年度保険料を組合員勘定の口座から引き落としていたとしており、申立人の供述と符合する。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月31日に払い出されたことが確認できるほか、被保険者台帳及びA町の被保険者名簿によると、同年10月に最初の現年度保険料が収納された記録が確認できることから、このころ国民年金の加入手続を行い保険料を納付したと推察されるが、この時点では、申立期間のうち昭和45年11月から46年6月までの保険料は時効のため納付でき

なかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年1月までの期間及び53年10月から54年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月から53年1月まで
② 昭和53年10月から54年11月まで

私の国民年金は、当時在住していたA町で母が加入手続きし、国民年金保険料は、昭和54年9月にB市に転入してからも母が納付していたが、母が亡くなっているため当時のことは全く分からず、年金手帳も見当たらない。

私は、最初の就職で厚生年金保険に加入したが、その後は専門学校への通学や転職を繰り返していたため、心配した母が収入の無かった私に代わって納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町の被保険者名簿によると、申立人の被保険者期間は昭和50年4月7日から51年4月1日までの期間とされているが、申立人が54年9月に転入したB市の被保険者名簿によると、申立人の被保険者期間は50年4月7日から53年2月1日までの期間及び53年10月1日から54年12月1日までの期間とされており、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況から申立人の国民年金加入手続きは、昭和52年7月4日に行ったと推認できるほか、被保険者台帳によると、申立人の50年4月から51年3月までの12か月分の保険料は加入手続き時に過年度納付したことが確認できることから、当時、申立人の母親は国民年金の納付意識が高かったことがうかがわれ、加入手続きと同時に1年度分の保険料を過年度納付している申立人

の母親が、申立期間①のうち、52年4月から53年1月までの現年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人の被保険者台帳によると、昭和54年10月に、53年10月1日まで遡^{さかのぼ}って被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人は、社会保険事務所（当時）が発行した「国民年金保険料納付期間変更・不足分納入通知書」を所持しており、これにより、申立人の母親は、51年4月から52年3月までの12か月分の国民年金保険料を時効成立後の54年9月25日に遡^{そきゆう}及納付したことが確認でき、当時、申立人の母親が申立人の未納保険料の解消に努めていた状況がうかがわれることから、再取得手続時点で過年度納付が可能な申立期間②の保険料を納付しない事情は見当たらない。

一方、申立人の所持する「国民年金保険料納付期間変更・不足分納入通知書」により、申立人の母親は、申立期間①の一部を含む昭和51年4月から52年3月までの保険料を54年9月25日に納付したことが確認できる。しかし、この保険料は、納付時点で既に時効が完成していたことから、社会保険事務所では、当該過年度納付分を第3回特例納付として、51年4月から同年8月までの分に充当していることが確認でき、申立期間①のうち、昭和51年9月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することができなかったものと推察され、ほかに申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年1月までの期間及び53年10月から54年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から53年4月まで
② 昭和60年5月から61年3月まで

国民年金の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納であるとの回答を得た。

申立期間①については夫の分、自分の分、国民健康保険料と毎月3か月分ずつ順繰りで納付していたはずであり、また申立期間②についても納付書を無くした後、再発行してもらった納付書で納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は11か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は当該申立期間前後の期間について現年度納付しているほか、一緒に納付していたとする夫と同じ日に納付されており、申立人の夫は申立期間②において納付済みとなっていることを踏まえると、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、一緒に加入手続をした夫には国民年金手帳が後日送付されたが、自分には送付されなかったとしているほか、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況から申立人の国民年金加入手続は昭和56年11月に行ったと推認でき、申立期間①については、この時まで未加入期間となることから、保険料を定期的に現年度納付することはできなかったものと推認できる。また、当該期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。